

厚生労働省発医薬 1008 第 2 号
令 和 8 年 1 0 月 8 日

薬事審議会会長
奥 田 晴 宏 殿

厚生労働大臣 上 野 賢 一 郎
(公 印 省 略)

諮問書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 7 第 3 項の規定に基づき、第 1 類医薬品として指定されている下記の医薬品について、その指定を変更することの可否について、貴会の意見を求めます。

記

次の物質、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

- ・ロキソプロフェン。ただし、外用剤及びかぜの諸症状を緩和することを目的とするものを除く。